

<別記1>

令和8年度一般検査資料等（保育所以外）の主な変更点

**1 社会福祉法人関係**

(1) 一般検査資料 変更なし

(2) 自主点検調書

(様式1) 管理運営

○変更箇所

該当ページ	点検（検査）項目	変更内容
5	3 評議員（2）	囲み部分（評議員となることができない者）に「暴力団員等の反社会的勢力の者」を追加
6	4 評議員の招集・運営 (1) 評議員の招集	「評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間(中7日間)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに」に修正
7	4 評議員の招集・運営 (3) 囲み内	囲み部分「※計算書類等を定時評議員会の日2週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間（中14日間）以上空けて開催することが必要である」に修正
13	5 理事（6）	囲み部分（理事となることができない者）に「暴力団員等の反社会的勢力の者」を追加
17	6 監事（6）	囲み部分（監事となることができない者）に「暴力団員等の反社会的勢力の者」を追加
20	8 理事会の審議状況(2)	「理事会を招集する者は、理事会の日の1週間(中7日間)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに」に修正

(様式2) 会計 変更なし

## 2 社会福祉施設関係（保育所以外）

### （１）一般検査資料

○変更箇所

該当ページ	点検（検査）項目	変更内容
表紙		施設見取図（面積が分かるもの）を追記
目次		「14入所者（児童）預り金の状況」に修正
3	2（1）設備等の状況	設備名称を整理して記載
3	2（3）医務室の状況	「医務室の届出」に関する記載を追加
17	9災害対策（2）計画の作成状況	業務継続計画の策定・研修・訓練等の記載を（2）から削除し、新たに「（11）業務継続計画」として項目を追加
22	14入所者（児童）預り金（1）	預り金管理規定が「有の場合は、規程の写しを添付のこと」と記載

### （２）自主点検調書

#### （様式3）管理運営

○変更箇所

該当ページ	点検（検査）項目	変更内容
2	入所者等の状況	「入所定員及び居室の定員を超過して入所させていないか。」と記載
5	労務管理 4	最低賃金の更新（R7.10.12～）
8	災害対策 1	「また、BCPの研修と訓練を定期的に（それぞれ年に2回以上）実施しているか。（障害児入所施設及び児童発達支援センター以外の児童福祉施設は努力義務）」を追加。 「※BCPの措置が講じられていない場合、厚労省基準等により、報酬（給付費）の未策定減算が適用されます。」の注意書きを追加

#### （様式4）会計

○変更箇所

該当ページ	点検（検査）項目	変更内容
5	契約 1	随意契約の限度額改正

(様式 5-1) 処遇：老人福祉施設

○変更箇所

該当ページ	点検（検査）項目	変更内容
3 5 7	身体的拘束等虐待防止 虐待防止 事故発生の防止及び発生時の対応	点検項目に、次の文言を追記し、各項目の措置の取組みを確実に実施するように促す。 「※介護保険法の指定事業所は、措置が講じられていない場合、厚労省基準等により、介護報酬の未実施減算が適用されます。」
4	身体的拘束等	(主な根拠法令等) を追加 ①追記 老発第 214 号第 4 の 3(3) ⇒ 老発第 214 号 (特養) 第 4 の 3(3) ②養護、経費の根拠等追記 ⇒ 老発第 307 号 (養護) 第 5 の 3(3) ⇒ 老発第 0530002 号 (軽費) 第 5 の 4(2)
6	社会生活上の便宜の提供等	■入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。 (特養、養護、軽費) 次の文言を追記。 ※入所者の生活を施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状態を踏まえながら、外食や散歩等の多様な外出の機会の提供に努めているか。 主な根拠等：老発第 214 号 (特養) 第 4 の 7 (4) 老発第 307 号 (養護) 第 5 の 5 (4)
8	介護 (入浴)	特養 (従来型)、養護、軽費のみの記載であったので、特養 (ユニット型) を追記 ■入居者が身体の清潔を保持し、精神的に快適生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。 主な根拠等：県条例 (特養) 第 38 条第 3 項、第 52 条第 3 項
8	介護 (褥瘡)	点検項目に、次の項目を追加 ・褥瘡対策のための指針を整備しているか。 (確認書類)・指針、マニュアル等 ・職員に対し、褥瘡に関する研修を実施しているか。 (確認書類)・研修の記録等
9	介護 (介護職員によるたんの吸引)	表記変更 (たん吸引の実施体制) ・⇒○数字 ※厚労省通知と同表現へ変更 ・届出の状況を先頭部分に記載 確認書類：登録特定行為事業者 (変更) 届出書等
11	協力医療機関等	①上から 4 つ目の■ (病状急変時の対応協議及び県届出) (主な確認書類の変更) ・医療機関との対応協議等記録 ・県への協力医療機関の届出書 ②上から 5 番目■と 6 番目■の入れ替え ※契約している協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合を先に検証・確認。

該当ページ	点検（検査）項目	変更内容
13	食事	点検項目を追加

\* 関連する様式6循環式浴槽レジオネラ症調書は、変更なし

（様式5-2）処遇：障害者支援施設・障害児入所施設・児童発達支援センター等

○変更箇所

該当ページ	点検（検査）項目	変更内容
6	実習の実施	就労移行支援は義務、就労継続支援Bは努力義務として分ける
6	求職活動の支援等の実施	就労移行支援は義務、就労継続支援Bは努力義務として分ける
10	健康診断	2段目※2行目「場合」のあとに、「又は、母子保健法に基づく健康診査を行った結果がある場合」を追加
13	衛生管理等	2段目2行目「講じるよう努めているか」を「講じているか」に変更
14	地域との連携等	1段目2行目「図るよう努めているか」を「図っているか」に変更
14	地域との連携等	2段目末尾「ただし、外部の者による評価等の措置を講じている場合には、適用しない。」を追加
16	社会生活上の便宜の供与等	1段目2段目を「障害児入所施設」は義務、「障害者支援施設」を努力義務として分ける

（様式5-3）処遇：児童福祉施設

○変更箇所

該当ページ	点検（検査）項目	変更内容
5	健康管理	<p>条例改正に伴う修正</p> <p>■児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>※児童相談所等で入所前の健康診断や通学する学校における健康診断が行われた場合又は母子保健法の規定に基づく市町村の乳幼児に対する健康診査が行われた場合は、上記の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p>

該当 ページ	点検（検査）項目	変更内容
5	健康管理	条例改正に伴う修正 ・健康管理台帳 ・健康診断（健康診査）記録 ・看護日誌 ・看護ケース記録

（様式 5 - 4）処遇：女性自立支援施設 変更なし

（様式 5 - 5）処遇：救護施設 変更なし

社会福祉施設巡視用チェックリスト（自主点検調書） 変更なし